

平成29年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域の農業・農村は、農地を耕作することで水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止、豊かな景観の形成などの多面的な機能を発揮し、都市住民を含む多くの国民の財産と豊かな暮らしを守っています。

平成12年度にスタートしたこの制度は、中山間地域で農業生産を継続する農家に対して交付金を交付し、適切な農地管理と集落の共同活動等に活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えるために実施されているものです。

平成17年度からは、今まで以上に、生産性・収益向上、担い手の育成、都市住民との交流や学校教育との連携など、将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組を促進する仕組みに改善されました。

平成22年度からの第3期対策は、高齢化の進行にも配慮した、より取り組みやすい制度に見直され、実施されました。

平成27年度からは、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、実施されています。

2 平成29年度の実施状況について

協定の数	集落協定数	48
	個別協定数	1
交付対象面積	4,384,437 m ²	
交付金額	54,985,144 円	

協定の取組内容

①単価の区分

体制整備単価 45 (92%)

基礎単価 4

②体制整備単価の取組内容

A要件（次のうち2つ以上を選択して取り組む）

機械・農作業の共同化	3
高付加価値型農業の実践	0
農業生産条件の強化	0
担い手への農地集積	0
担い手への農作業の委託	2

B要件（次のうち1つ以上を選択して取り組む）

新規就農者等による農業生産	1
地場産農産物等の加工・販売	0
消費・出資の呼び込み	0

C要件

集落ぐるみ型	24
--------	----

組織対応型	1 9
担い手型	7
都市農村交流型	0
集落間連携型	1
行政等支援型	0
企業等連携型	0
その他	0

③加算の状況

加算措置に取り組んでいる協定数	1 4 (2 9 %)
取組の内訳	集落連携・機能維持 0
	超急傾斜農地保全管理 1 4

【用語について】

(1) 基礎単価

集落協定の将来像を明確化し、5年間の最低限の農地管理活動等を行う場合の単価（体制整備単価の8割）

(2) 体制整備単価

上記基礎単価に加えて、協定期間内に自立的かつ継続的な農業生産活動体制の整備に向けた強化を行う場合の単価（通常単価）

(3) 加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

①集落連携・機能維持加算

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

②超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援